

提	3
総 会	1 9 4

提 案

日本学術会議法案の修正について

1. 提 案 者 （順不同）

（第一部）

法学委員会 大久保規子会員、大塚直会員、越智敏裕会員、小畑郁会員

川嶋四郎会員、島岡まな会員、島村健会員、只野雅人会員

丸谷浩介会員、三成賢次会員、南野佳代会員

山田八千子会員

史学委員会 大橋幸泰会員、小田中直樹会員、芳賀満会員、松本直子会員

吉澤誠一郎会員

言語・文学委員会 植木朝子会員、定延利之会員、原田範行会員

平田オリザ会員

哲学委員会 河野 哲也会員、中村征樹会員、吉水千鶴子会員

心理学・教育学委員会 勝野正章会員、坂田省吾会員、嶋田洋徳会員

西岡加名恵会員、広田照幸会員、明和政子会員

美馬のゆり会員

社会学委員会 阿部彩会員、有田伸会員、岩井紀子会員、広井良典会員

地域研究委員会 伊藤泰信会員、宇山智彦会員、高橋裕子会員

竹沢泰子会員、中澤高志会員

政治学委員会 鈴木基史会員

経済学委員会 臼井恵美子会員、大垣昌夫会員、上東貴志会員

西山慶彦会員、森口千晶会員

経営学委員会 戸谷圭子会員、原拓志会員

(第二部)

基礎生物学委員会 岡田眞里子会員、小林武彦会員、森和俊会員

基礎医学委員会 加藤和人会員、渡辺雅彦会員

健康・生活科学委員会 玉腰暁子会員

歯学委員会 樋田京子会員

(第三部)

情報学委員会 大場みち子会員

以上、56名

2. 議案

日本学術会議法案は、5要件を充足しておらず、5項目の懸念を払拭できていないので、国会に対して、同法案の修正を求める旨の決議を行うこと

3. 提 案 理 由

2025年3月7日に閣議決定された日本学術会議法案は、日本学術会議が内閣府に対して確保を求めていたナショナル・アカデミーの5要件における実質的な核心部分（①国家財政支出による安定した財政基盤、②活動面での政府からの独立、および③会員選考における自主性・独立性の各要件）を充足しておらず、会長声明で示した5つの懸念（①大臣任命の監事の設置を法定すること、②大臣任命の評価委員会の設置を法定すること、③『中期目標・中期計画』を法定すること、④コ・オブテーションの考え方の逸脱になる次期以降の会員の選考に特別な方法を導入すること、および⑤選考助言委員会の設置を法定することに対する懸念）を払拭していないので、日本学術会議は、国会に対して、法案がナショナル・アカデミーの5要件をすべて充足し、会長声明で示された5項目の懸念をすべて払拭したものとなるよう修正を求める必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

(以上)